

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岐阜県飛騨市

2. 構造改革特別区域の名称

飛騨市公立保育園給食外部搬入特区

3. 構造改革特別区域の範囲

岐阜県飛騨市全域

4. 構造改革特別区域の特性

平成16年2月1日に、古川町、河合村、宮川村、神岡町の2町2村が合併し、飛騨市が誕生した。

本市は、岐阜県の最北端に位置し、北は富山県、南は高山市、西は白川村に接しており、県庁所在地の岐阜市から約150km、高山市の北約15kmに位置している。

周囲は3,000mを超える北アルプスや飛騨山脈などの山々に囲まれ、総面積792.31km²の約93%を森林が占めている。年間を通しては、平均気温11度で四季の移り変わりを肌で感じることができ、とても自然に恵まれた地域である。

県都岐阜市からJR高山線で2時間15分、富山市から1時間10分、東海北陸自動車道・飛騨清見インターから県主要地方道を経由して30分に位置している。また、国道41号、360号、471号は、市内を縦・横断しており物流に貢献している。市内には、非鉄金属製錬業、医薬品、自動車部品、セラミック製品、電子部品、給水栓、砥石、木製家具、粉末冶金、粉末加工など様々な製造業があり、農業では飛騨牛に代表される肉牛畜産や高冷地野菜のトマトやほうれん草の栽培などが盛んに行われている。

本市の人口は、平成25年4月1日現在、26,469人、世帯数9,026世帯、高齢化率は34.11%で出生率の低下、特に若年者の都市への流出により年々少子高齢化現象が進み、県の高齢化率をはるかに上回る状況となっている。市内には、公立保育園7園、私立保育園1園があるが、共働き世帯が多く、特に未満児の入所希望が増えている一方で保育園職員の人材確保に苦慮している。

本市として、少子高齢化の潮流の中にあるが、「市民がいつまでも安心して暮らせるまち飛騨市」を市民全員が実感できることを目指し、その一つとして、すこやかな保育・教育の実践（安心して子育てできるまちをめざします）に取り組んでいる。このための施策として保育園では、延長保育、未満児保育、障がい児保育、一時保育などの事業に取り組むと共に、子育て支援センターを設置し、子育て支援を推進している。

今回、特区を申請する1つ目の旧神岡町内では、少子高齢化が進み、旭保育園の定員割れが続いている。また、2つ目の旧古川町内では、町内のドーナツ化現象が進み、宮城保育園の園児数が減少してきている。どちらの地区も少子化対策が急務であり、保育園の存続は少子化対策の一つでもある。だが、両施設共、老朽化が進み、財政的にも制約を受ける中、自治体の限られた財源を効率的に活用するためには、保育園の運営を合理化することが必要不可欠な状況となっている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

今回、本特例措置に基づく給食の外部搬入を実施する宮城保育園と旭保育園は、搬入元となる古川国府給食センター、飛騨市保育所給食センターに比較的近く、効率的に搬入が可能であると考え。給食センターからの給食外部搬入方式を実施することは、食材の一括購入や調理員の適正配置による調理業務の経費、施設設備の維持管理経費等の削減が図られ、節減された経費を財源とすることで、多様化する保育ニーズに対応したサービスを実施し、子育て支援の拡充が図られるなど、財政改革の推進にも繋がる。また、衛生面や安全面においても設備の整った大型調理施設で調理することは、給食に対する安全性を更に高めることにもなる。外部搬入方式の実施により、保・小・中と一貫した給食の提供が可能となり、一つの施設で栄養士が献立を作成することにより、発達段階に応じたバランスのとれた給食を提供することが可能となると考える。また、給食センターにおいては、積極的に地産地消にも取り組んでおり、地元の農家との結びつきも強く、乳幼児期から地元の食物に馴染むことは、更なる地産地消の推進に資することとなる。また、給食センターから出た廃棄物は堆肥化し、エコにも積極的に取り組んでおり、自然にやさしい給食の提供にも繋がっている。

6. 構造改革特別区域計画の目標

- ① 古川国府給食センター及び飛騨市保育所給食センター各々から給食外部搬入方式の実施により、食材の一元購入、一元調理により節減される財源を多様化する保育サービスの拡充に充てることが可能となる。
- ② 保育園や給食センター等との連携により、乳幼児期から正しい食習慣の定着や保護者に対しても給食試食会等を通して食の重要性を啓発し、生涯にわたり健康的な生活を送ることが出来るよう支援をしていく。
- ③ 地元の農産物を給食に取り入れることで、乳幼児期から地元の食物に慣れ親しむことができ、また、地産地消の推進にも繋がる。
- ④ 食物アレルギーを持つ子供への対応として、保護者・保育園・給食センターが連携をとり、個々に合わせた食材の調理・調整をし、安全な給食を提供する。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 衛生面や安全面で設備が整った給食センターにおいて、より安心・安全な給食の提供が可能となる。
- ② 一元的に食材等を購入するなど、材料費・光熱水費・人件費等給食の調理に掛かる経費の節減が可能となり、保育園の効率的な運営が可能となる。
- ③ 乳幼児期から地元の食物に慣れ親しんでいくことで、食物への関心を高めると共に食物や生産者への感謝の心を育むことにも繋がり、心豊かな人間形成を図ることが可能となる。

8. 特定事業の名称

920 公立保育園における給食の外部搬入方式の容認事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

① 子育て支援サービスの拡充

共働きや核家族化が進む中で、子育て家庭のニーズも多様化してきている。給食の外部搬入を実施することにより、節減された財源を、妊娠・出産・子育てと各段階のニーズに柔軟に対応できるよう、また、飛騨市で安心して子育てが出来るように支援サービスのより一層の充実を図る。

② 食育推進事業

ライフスタイルの変化に伴い、子供の朝食の欠食・肥満・生活リズムの乱れや食事のマナー・食材や生産・調理者への感謝の心の希薄さが問題となっている。「食」は人を良くする、という意味があり、まさに食が人を形成するといっても過言ではない。

このようなことから、乳幼児期から望ましい食習慣を身につけることや、地元の食物を給食で取り入れることでより身近に食物に関心を持つと共に、あわせて栽培・収穫・クッキング等の体験を保育に取り入れることで、すこやかな子供たちの成長を育むべく、給食センター・保育園・保護者が共通認識のもと、更なる食育を推進していく。

③ 地産地消事業の推進

地元の農作物を給食食材として使用することで、生産者との連携の強化及び安心・安全な食材の確保、生産者のやりがいにも繋がり、地域農業の活性化を推進する。

別 紙

1. 特定事業の名称

920 公立保育園における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

飛騨市立宮城保育園

飛騨市立旭保育園

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

宮城保育園の給食を古川国府給食センターで、旭保育園の給食を飛騨市保育所給食センターにおいて調理を行い、各保育所に搬入する。

5. 当該規制の特例措置の内容

給食の外部搬入の実施に当たっては「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児発0601第4号）」における外部搬入実施に当たっての留意事項を遵守する。

外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日雇児発第86号）」及び「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児発0601第4号）」における留意事項を遵守する。

- ① 各保育園には、専用の調理室があり、加熱設備としてガステーブル、保存用として冷蔵冷凍庫、配膳用に配膳台が完備され、食器消毒保管機と共に各種調理用具も揃っているため、再加熱や冷蔵、冷凍が可能である。

各保育園に調理員を1名配置し、体調不良児については、保護者に相談し、健康状態に応じた給食の加工を行い対応する。

食物アレルギー児については、保護者から主治医の意見内容の聞き取りを行い、

除去及び代替食の状況を保育園・保護者・市の栄養士・給食センター栄養士の4者間で確認をし、医師の指導のもと対応給食を行う。給食センターで除去又は代替調理されたものを別容器で搬送し、調理員・保育士が食事の内容物を確認し、食事の提供を行う。

- ② 外部搬入による給食は0歳児から実施することとし、給食の内容は原則として学校給食と同じ献立とするが、年齢に応じて味付け・大きさ・固さ・量等を工夫して提供する。3歳未満児については、保育園の調理員が刻み食等として提供する。回数や時期については、従来から保育園で行われている給食と同様に午前のおやつ1回、昼食及び午後のおやつ1回の形態とする。特例措置による給食の外部搬入においては、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求められているが、飛騨市の場合、飛騨市保育所給食センターと古川国府給食センターから市立保育園への搬入であり、委託契約の締結は困難なため、市長と教育委員会との間で覚書を締結する。
- ③ 衛生管理については、調理員の健康診断、腸内細菌検査及び毎年度行われる保健所の衛生指導監査に従い施設改善を行うとともに、運搬車両や運搬容器についても「学校給食衛生管理の基準」に従い衛生管理に努める。運搬は、密閉できる専用コンテナに収容し専用運搬車で行い、保育園の調理員が受領、配膳を衛生管理のもとに実行する。使用したコンテナや食缶は徹底した洗浄を行い、十分な消毒後、厳重に保管する。運搬車両についても十分な衛生管理を行う。調理室はドライ方式による調理を行っており、汚染区域と非汚染区域を完全分離し、二次感染防止対策を講じるなど衛生管理に努めるとともに、食品の温度管理や調理員の研修も行い、十分配慮し業務にあたる。
- ④ 調理方式については、飛騨市保育所給食センターから旭保育園まで約2分、古川国府給食センターから宮城保育園まで約8分以内に到着することが可能であるため、食材を加熱調理後、保温又は保冷効果のある食缶に入れ、速やかに提供するクックサーブ方式で行う。
- ⑤ 宮城保育園の献立は、古川国府給食センターに飛騨市が派遣している保育園主務栄養士が作成する。旭保育園の献立は、飛騨市保育所給食センターに所属する栄養教諭が作成する。必要な栄養素量の確保に注意を払うとともに、地域性や季節感を考慮した食材を利用しながら、乳幼児期から小・中学校まで一貫した食育の推進を行っていく。また、「保育所における食事の提供ガイドライン」について給食センターと保育園が共通認識のもと、ガイドラインに沿った食事の提供を行い、子どもの心身の健やかな成長を支援する。

⑥ 搬入先（宮城保育園）施設概要

面積	敷地 3,630.55㎡ 延床面積 953.68㎡ 木造平屋建一部鉄筋造及び鉄筋コンクリート造 (事務室 保育室5室 乳児室2室 ほふく室 遊戯室 調理室 プール 等) 職員室 66,2㎡ 調理室面積 48,4㎡ 2歳未満児室 66,24㎡/部屋 2歳児室 39,74㎡/部屋 保育室(3～5歳児:5部屋) 231,8㎡ 室外遊技場 1,378㎡
職員配置数	園長1名 園長代理1名 保育士15名 調理員1名
園児数	95名 (1歳児 4名 2歳児 13名 3歳児 26名 4歳児 18名 5歳児 34名)
調理器具等	冷蔵冷凍庫2台・冷凍庫1台・ガスコンロ3口・炊飯器2台 電子レンジ1台・食器消毒保管機1台・シンク4ヶ所・手洗 い場2ヶ所・食器、調理器具棚2棹

搬入先（旭保育園）施設概要

面積	敷地 2047.30㎡ 延床面積 839.72㎡ 鉄骨コンクリート造 2階建 1階 職員室 46,9㎡ 調理室面積 38,6㎡ 2階 保育室3部屋 147㎡ 室外遊技場 1,155㎡
職員配置数	園長1名 主任保育士1名 保育士7名 調理員1名
園児数	50名 (3歳児 16名 4歳児 9名 5歳児 25名)
調理器具等	回転釜(ガス)1台・ガス炊飯器1台・ガスコンロ2口 電子レンジ1台・食器消毒保管機1台・冷蔵冷凍庫3台 食器、調理器具棚1棹・シンク4ヶ所 食品庫1ヶ所 手洗い場1ヶ所・エレベーター1台

⑦ 搬入元（古川国府給食センター利用組合）施設概要

面積	敷地 5,002.00㎡ 給食センター棟（鉄骨造2階建） 1,645.78㎡ 庫棟（鉄骨造平屋建） 95.04㎡ 生ごみ資源化設備棟（鉄骨造平屋建） 34.02㎡
職員配置数	給食センター長 1名 栄養教諭 2名 保育園主務栄養士 1名 調理員 20名 事務職員 1名
調理能力	3,200食/日
調理器具等	三槽シンク・フードカッター・エクセルスライサー・自動水圧洗米機・炊飯釜洗浄機・自動フライヤー・保存食用冷凍庫・ガススチームコンベクションオーブン・真空冷却機・ミキシング釜・配膳カート・ガスフライヤー

搬入元（飛騨市保育所給食センター）施設概要

面積	調理室面積 329㎡（建物総面積 931㎡）
職員配置数	給食センター長 1名 栄養教諭 1名 調理員 10名 給食運搬員 1名
調理能力	655食/日
調理器具等	電気式回転釜5台・電気式コンビオーブン1台・電気式フライヤー1台・電動洗米機1台・連続式IH炊飯器1式・自動反転ほぐし機・システム食缶洗浄機1式・食器洗浄機1式・電気式スライサー1台・電動球根皮剥機1台